

## 第9節 物資備蓄体制

### (1) 備蓄体制

#### (備蓄体制の考え方)

物資については、各局室区や市民病院、高齢者・障害児者施設等の所管施設の性質に応じて、BCP（業務継続）の観点から計画的に備蓄を行っており、必要な物資の備蓄状況、備蓄方針等の情報を令和2年7月から危機管理室として集約している。

市の対応方針に基づき、第1次対応以降は、各局室区における備蓄も順次進み、令和3年8月時点では、行政部門全体（市民病院機構、公立福祉施設等を含む）でマスクは約327万枚、消毒液は約29,000ℓ以上を備蓄しており、いずれも計画備蓄量を上回っている。

さらに、各局室区で対応できない場合の備えとしての備蓄体制を、危機管理室で構築・運用している。備蓄目標数は市民病院機構の3か月分の需要量を参考に算定し、マスク49万枚、消毒液6,300ℓ等としている。実績としては、マスクについては約76万枚、消毒液は約6,300ℓを備蓄している。

#### (備蓄の方法)

マスクについては、消費期限（3年程度）があることが課題である。このため、消防局と連携して、使用しながら補充する、いわゆるローリングストック方式による備蓄体制を令和2年11月に構築した。

消毒液（手指消毒用アルコール剤）については、消費期限（3年程度）があることに加え、関係法令（消防法・条例）により大量に備蓄できないという課題がある。このため、「神戸市の特色を活かしたアルコール消毒剤備蓄体制」を構築し、即時対応が可能な「現物備蓄」と、即時対応は困難だが継続的に供給いただける「流通備蓄」の2段階の体制を令和2年11月に整えた。

具体的には「現物備蓄」については、アルコール販売事業者と「感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の備蓄体制に関する協定」を締結し、危険物倉庫に備蓄している手指消毒液を、アルコール販売事業者に随時使用いただき、使用した分だけ新しい手指消毒液を備蓄品として納品するという、ローリングストック体制を構築した。

「流通備蓄」については、酒造事業者（白鶴酒造、菊正宗酒造、櫻政宗）と「感染症対策時における手指消毒用アルコール剤の調達に関する協定」を締結した。具体的には、酒類用アルコールを、関係法令や本業の生産状況と調整しながら、消毒剤に加工して供給いただく協定で、月間で最大5,000ℓの供給が可能になると見込んでいる。

マスク・消毒液以外の医療物資においては、危機管理室における備蓄物資の品目・数量の精査を行うとともに、計画的な買い替えについても検討していく。

備蓄した医療物資については、定期的な点検を行い、品質・使用期限に留意しながら、継続的な備蓄を続けていく。

第1次対応以降、新型コロナウイルス感染症対策において、物資の不足は生じていないが、今後も、危機管理室の備蓄体制を適正に維持・管理し、万が一の有事の際に速やかに備蓄品を活用できるよう努める。